

主担当部：県土整備部

（現状と課題）

先人から受け継ぎ、また、次の世代に引き継ぐべき美しい景観は、一度損なうと修復が難しいことから、美しい景観の保全に早急に着手する必要があります。

三重県では、2004年（平成16年）6月の景観法制定を受け、景観法に基づく景観行政団体として、「三重県景観計画」の策定に向けた取組を行っていますが、景観計画の運用のみですぐに県内の景観が良くなるものではなく、適切な役割分担に基づく美しい景観づくりに向けた具体的な施策の展開が必要です。さらに、御遷宮をひかえて県内外から多くの来訪者を迎える伊勢志摩地域等において、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を行うことで、美しい景観を観光振興等にもつなげていく必要があります。

（重点事業のねらい）

「三重県景観計画」に基づく新しい届出制度の周知をはかり、円滑な運用に取り組む等、「三重県景観計画」の着実な推進をはかることで、市町における景観計画の策定支援や景観施策の展開について、先導的な役割を果たしていきます。

さらに、式年遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年を迎える伊勢志摩、東紀州地域を重点地域として選定し、まちづくりを進める地域の団体や市町と連携し、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進めます。

（重点事業の取組目標）

目標項目	重点地域において、市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の件数
------	--------------------------------------

〔目標項目の説明〕

- ・重点地域である伊勢志摩、東紀州地域において、美しい景観づくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画、屋外広告物に関する地区指定等の件数（県土整備部景観まちづくり室調べ）

（具体的な取組内容）

取組方向1：「三重県景観計画」の推進に向けて

- （1）「三重県景観計画」の着実な推進や、新しい届出制度の円滑な運用をはかるため、景観計画運用マニュアルや色彩ガイドライン等を作成します。

取組方向2：重点地域（伊勢志摩・東紀州地域）における良好な景観の保全に向けて

- （1）「県道鳥羽松阪線」や国道311号等の沿道において、「屋外広告物沿道景観地区制

- 度」を活用した屋外広告物の色彩・意匠の規制・誘導を進めます。
- (2) 伊勢市駅付近の都市計画道路新国道（県道鳥羽松阪線）において、電線類を地中化する無電柱化推進事業を進めます。
- (3) 高速道路インターチェンジから伊勢神宮（外宮・内宮）にアクセスする県管理道路において、ガードレール等の防護柵を景観に配慮するものに更新する等、修景化を進めます。
- (4) 「日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）」のエリアにおいて、景観に配慮した防護柵の整備等、修景化を進めます。

県が他の主体に期待する取組

- 市町が、景観に対する取組意識を高め、景観条例や景観計画等を制定し、地域住民との協働によりハード・ソフトの両面から計画的に景観づくり事業やまちづくり事業を実施します。
- 県民の皆さんが、社会資本整備における協働意識を高め、景観づくりやまちづくりに理解と関心を持ち、それらの取組に積極的に参画するとともに、自ら実践します。

平成19年度 重点事業要求事業一覧

(単位：千円)

事業担当部名	事業名	施策番号 (資料の頁)	施策名	平成19年度 事業費
県土整備部	みえの景観計画推進事業	523 (p.104)	住民参画による景観まちづくりの推進	9,801
県土整備部	屋外広告物景観形成事業	523 (p.104)	住民参画による景観まちづくりの推進	4,738
県土整備部	無電柱化推進事業	541 (p.117)	快適な都市環境の整備	14,000
県土整備部	アクセス道路景観整備事業	551 (p.121)	道路網の整備	53,800
県土整備部	日本風景街道景観形成事業	551 (p.121)	道路網の整備	85,500
(事業計)				167,839